

WOOD コレクション実行委員会

令和 6 年度第三回総会概要

1 報告

・ WOOD コレクション 2024「JAPAN ReWOOD」 リアル開催報告について

今年度の JAPAN ReWOOD について、令和 6 年 8 月 17 日、18 日に東京ビッグサイト及びシンボルプロムナード公園にてリアル開催を終了いたしました。会期直前まで台風等の影響によりご心配をおかけしたところでしたが、屋内会場は両日ともに、屋外会場はコンテンツを限定して 18 日のみ、無事開催することができました。なお、18 日は安全性を考慮した結果、屋外会場に予定していた林業重機の展示を取りやめる決断をいたしました。二日間の参加者数は 10,123 名、特別商談会においては 71 件の商談件数となり、大変盛況でした。今回の JAPAN ReWOOD は、3 月に開催した総会にて議決したとおり、メインターゲットである一般消費者向け展示及び企画を実施いたしました。物販やワークショップ等の企画により、多くの一般消費者にご来場いただいたほか、バイヤーや建築関係者等ビジネス来場者にもご参加いただきました。詳細の実績報告は令和 7 年 4 月頃に収支報告とともに行います。

・ WOOD コレクション（モクコレ）2024Plus の実施内容（案）について

今年度の 12 月に予定しているモクコレは、昨年度同様主にビジネスを対象とした商談会に加え、木材に関心のある一般消費者も対象とします。現時点では 39 都道府県が参加予定です。今年度は昨今話題となっている持続可能性に着目し、「日本の木×SDGs」をテーマに全体プランを構築します。

企画展示としては、西 1・2 ホールの中心にあるアトリウムでは、開放的な空間で「植える、育てる、収穫する、使う」といった木材の循環経済の各場面における課題に対するアプローチ方法を事例とともに紹介します。その他にもホール内では、一般消費者の来場誘致策としてのオーガニックマルシェや、木材産業界で課題となっている人材開発・育成の観点からオープンキャンパスを実施します。

また、リアル展示会への来場意欲を喚起するほか、当日会場へ来場できない方も参加できるよう、11 月中旬から 1 月上旬までオンライン展示会も開催し、モクコレの主目的である商談会をリアル・オンラインともに多方面からサポートします。

2 議事

・第1号議案 WOOD コレクション実行委員会会則改正案

第1号議案 WOOD コレクション実行委員会会則改正案についてご審議願います。総会の開催方法について、利害関係者を除いた議決を求めることや書面決議方法等従前の運用を明文化いたします。それに伴い、現行の「WOOD コレクション実行委員会会則」を（案）のとおり改正予定です。

・第2号議案 WOOD コレクション実行委員会事務規程改正案

第2号議案 WOOD コレクション実行委員会事務規程改正案についてご審議願います。実行委員会が解散後に文書の保存期間が残存する場合の取扱いについて、WOOD コレクション実行委員会設置要綱第7により、事務局が置かれている森林課に引き継ぐことを明文化します。また、情報公開についても記載し、WOOD コレクション実行委員会総会資料及び規程類等は東京都産業労働局HPに公開いたします。以上に伴い、現行の「WOOD コレクション実行委員会事務規程」を（案）のとおり改正予定です。

・第3号議案 WOOD コレクション実行委員会財務規程改正案

第3号議案 WOOD コレクション実行委員会財務規程改正案についてご審議願います。WOOD コレクションの会計期間について明文化します。また、契約方法について競争性・透明性の確保を目的とした改正を行います。まず、一定の価格以上の契約に係る競争入札の参加者等を指名する際に業者等選定委員会を設置し、事務局だけではなく、外部の視点からも厳正かつ公平に優良業者を選定することとします。次に、一定の条件下で随意契約を締結する際は、WOOD コレクション実行委員会会則第2条第2項第4号により WOOD コレクション実行委員会に諮り、承認を受けた上で契約することとします。以上に伴い、現行の「WOOD コレクション実行委員会事務規程」を（案）のとおり改正予定です。また、この改正により WOOD コレクション実行委員会契約事務規則の項番が変更となるため、承認いただけました際には併せて改正予定です。

・第4号議案 WOOD コレクション実行委員会業者等選定委員会設置要領案

第4号議案 WOOD コレクション実行委員会業者等選定委員会設置要領案についてご審議願います。第3号議案 WOOD コレクション実行委員会財務規程改正により業者等選定委員会を設置いたします。委員は、事務局外の職員で構成し、競争入札に参加する事業者の選定について調査審議を行います。それに伴い、WOOD コレクション実行委員会業者等選定委員会設置要領を（案）のとおり制定予定です。

※ 総会での議決事項に会則以外の事務規程類は含まれませんが、今回実行委員会の運営に関する重要事項と判断し、議案に追加しています。

※ 議事は、WOOD コレクション実行委員会会則第2条4項により、委員の過半数の承認をもって決定します。